高等学校における教育課程の不適切な運用に係る経過報告について

1 文部科学省通知(11月2日付)の内容について

## (1) 現3年生の取扱いについて

未履修科目の履修にかかる総授業時間数が70単位時間以下の場合

・例えば70単位時間の不足の場合には、レポートの提出等により20単位時間分を減じ、最低50単位時間分の授業を実施する。

未履修科目の履修にかかる総授業時間数が70単位時間を超える場合

・最低 7 0 単位時間分の授業を実施し、残りの授業時間数については、 レポートの提出等により履修したものとする。

## (2) 大学入学者選抜における調査書の取扱いについて

高等学校に対して

- ・未履修科目の「評定」欄等は空白とする。ただし、在校生については、 今後授業を受け、評定可能と判断できる時は評定を記入する。
- ・備考欄に未履修教科・科目名及び生徒の責に帰すべき事由によるもの ではないことを記入する。

大学に対して

・出願受付及び合否の判定にあたり、未履修科目があることで不利益に 取り扱うことのないよう配慮すること。

## (3) 既に高等学校を卒業した者の取扱いについて

卒業生については、卒業認定が校長の権限であり、また、未履修が本人の責任でないことから、卒業認定を取り消す必要はない。